公　告　第　106　号

組合規約の変更について

亀田総合病院健康保険組合規約の一部が、令和５年１月１日から変更になるので、健康保険法施行令第３条２項に基づき、別添のとおり公告する。

令 和 4 年 12 月 5 日

亀田総合病院健康保険組合
理 事 長　亀 田　秀 次

規　約　変　更　書

亀田総合病院健康保険組合規約の一部を、次のように改正する。

第４条中の「オルカ鴨川ＦＣ株式会社　千葉県鴨川市東町１３４４番地」の次に「亀楽株式会社　千葉県鴨川市東町１３７４番地１」を加える。

第９条中　２項互選議員の選挙区及び議員数の「オルカ鴨川ＦＣ株式会社」の次に「亀楽株式会社」を加える。

附　　則

この規約は、認可の日から施行し、令和５年１月１日から適用する。

亀田総合病院健康保険組合規約新旧対照表

新

（設立事業所の名称及び所在地）

第４条　（略）

事業所の名称	事業所の所在地
医療法人鉄蕉会	千葉県鴨川市東町929番地
亀田産業株式会社	千葉県鴨川市東町1374番地
株式会社ケイテイエス	千葉県鴨川市東町570番地
社会福祉法人太陽会	千葉県鴨川市大幡1222番地1
亀田総合病院健康保険組合	千葉県千葉市中央区本千葉町3番1号
株式会社メディヴァ	東京都世田谷区用賀２－３２－１８－３０１
株式会社ケイエムシー	千葉県鴨川市東町655番地1
オルカ鴨川FC株式会社	千葉県鴨川市東町1344番地
亀楽株式会社	千葉県鴨川市東町1374番地1

（互選議員の選挙区及び議員数）

第９条　（略）

２　前項の選挙区にて選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。

選挙区の範囲	議員数
医療法人鉄蕉会 亀田産業株式会社 株式会社ケイテイエス 社会福祉法人太陽会 亀田総合病院健康保険組合 株式会社メディヴァ 株式会社ケイエムシー オルカ鴨川FC株式会社 亀楽株式会社	９　人

旧

（設立事業所の名称及び所在地）

第４条　（略）

事業所の名称	事業所の所在地
医療法人鉄蕉会	千葉県鴨川市東町929番地
亀田産業株式会社	千葉県鴨川市東町1374番地
株式会社ケイテイエス	千葉県鴨川市東町570番地
社会福祉法人太陽会	千葉県鴨川市大幡1222番地1
亀田総合病院健康保険組合	千葉県千葉市中央区本千葉町3番1号
株式会社メディヴァ	東京都世田谷区用賀２－３２－１８－３０１
株式会社ケイエムシー	千葉県鴨川市東町655番地1
オルカ鴨川FC株式会社	千葉県鴨川市東町1344番地

（互選議員の選挙区及び議員数）

第９条　（略）

２　前項の選挙区にて選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。

選挙区の範囲	議員数
医療法人鉄蕉会 亀田産業株式会社 株式会社ケイテイエス 社会福祉法人太陽会 亀田総合病院健康保険組合 株式会社メディヴァ 株式会社ケイエムシー オルカ鴨川FC株式会社	９　人